

## 新城名古屋藤が丘線（高速乗合バス「山の湊号」）の協議運賃化について

## &lt;経緯&gt;

名古屋圏と本市を結ぶ新城名古屋藤が丘線（高速乗合バス「山の湊号」）は、新城市から名古屋市東部地域を中心とした通学・通勤、通院、買い物といったいわゆる生活交通としての需要に応えるために新城市と豊鉄バス株式会社との運行委託契約により、平成28年7月からの実証実験運行を経て、令和2年4月から本格運行を開始した。

本路線は、JR飯田線や豊鉄バス田口新城線、新豊線と同様に、本市の公共交通ネットワーク形成のための重要な路線の一つとして新城市地域公共交通計画（令和3年度策定）に位置づけており、これまでも公共交通会議において協議・報告を行ってきた。

しかしながら本路線は、Sバス等地域公共交通会議の協議に基づき運行される路線ではなく、事業者が独自で行う路線としての位置づけとなっていた。

## 協議内容

上記経緯のとおり、本路線は地域ネットワーク形成のための重要な路線の一つとして、また、地域住民の生活路線として重要な役割を果たしており、確保維持に努めていく必要がある。

このため、公共交通会議が本路線の運行計画等により関与し、確保維持に努めていく事を明確にするためにも、本路線を公共交通会議の協議に基づく路線として位置づけることをお願いするものである。

今回の協議にあたって、本路線の運行計画や運賃の変更は実質的でないが、運賃については現在事業者路線として道路運送法施行規則第10条第1項及び第2項の規程に基づく軽微運賃として扱われているところ、本協議において改めて確認し、道路運送法施行規則第9条の2の規程により協議運賃として扱うこととした。また、今後運行計画の変更や運賃の改定等を行う場合は、本協議に諮ることとしたい。

## 運賃

片道	大人 1,000 円	小人・障がい者 500 円
回数券(4枚綴り)	大人 3,000 円 (1枚あたり 750 円)	小人・障がい者 1,500 円 (1枚あたり 375 円)
回数券(11枚綴り)	大人 8,000 円 (1枚あたり 727円)	小人・障がい者 4,000 円 (1枚あたり 363円)
往復企画切符 (名古屋－鳳来寺)	大人 2,000 円 新城名古屋藤が丘線 1,500 円 (1枚あたり 750 円) 路線バス・Sバス 500 円	小人・障がい者 1,000 円 新城名古屋藤が丘線 750 円 (1枚あたり 375 円) 路線バス・Sバス 250 円

## ※往復企画切符

新城名古屋藤が丘線 川路・もつくる新城南・もつくる新城(正面)～藤が丘・長久手の往復  
 豊鉄バス田口新城線 川路・もつくる新城北～鳳来寺  
 Sバス湯谷温泉もつくる新城線 もつくる新城南・もつくる新城(正面)～鳳来寺山山頂

## 関係自治体との合意形成の状況

長久手市…長久手市地域公共交通会議(令和5年7月開催予定)において新城名古屋藤が丘線の協議運賃化について協議

名古屋市…名古屋市地域公共交通協議会(令和5年6月21日)において新城名古屋藤が丘線の協議運賃化について協議

(参考)

## 道路運送法

第9条 一般乗合旅客自動車運送事業を經營する者（以下「一般乗合旅客自動車運送事業者」という。）は、旅客の運賃及び料金（旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める運賃及び料金を除く。以下この条、第三十一条第二号、第八十八条の二第一号及び第四号並びに第八十九条第一項第一号において「運賃等」という。）の上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

3 一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項の認可を受けた運賃等の上限の範囲内で運賃等を定め、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

4 一般乗合旅客自動車運送事業者が、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、国土交通省令で定めるところにより、当該運送に係る運賃等について地方公共団体、一般乗合旅客自動車運送事業者、住民その他の国土交通省令で定める関係者間の協議が調ったときは、当該一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項及び前項の規定にかかわらず、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。これを変更しようとするときも同様とする。

## 道路運送法施行規則

(法第九条第四項の協議が調ったとき)

第9条の2 法第9条第4項の協議が調ったときとは、同項の届出に係る運賃等について地域公共交通会議（地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な一般旅客自動車運送事業及び自家用有償旅客運送に関する協議を行うために一又は複数の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）又は都道府県知事が主宰する会議をいう。以下同じ。）又は協議会において協議が調っているときとする。